

令和6年度 芦屋市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金 【募集要項および利用の手引き】

補助金の交付をご希望の方は、事前（機器購入前）に必ずご一読ください。



特殊詐欺の手口が巧妙化しており、被害に遭う方が後を絶ちません。

芦屋市内でも、令和5年に約40件、およそ5,000万円の被害が発生しています。

特殊詐欺被害防止のため、65歳以上の市民を対象(1世帯1台のみ)に、令和5年12月13日以降に下記の2つの機能を満たした固定電話機又は外付け録音機を購入した方に購入費の一部を補助します。

①呼び出し音が鳴る前に 自動で 警告メッセージが流れる「着信前自動警告機能」

②通話内容を 自動で 録音できる「自動録音機能」

※①、②の機能が、自動で作動しない(手動による作動)場合は対象外

※詳細については、次頁以降をご確認ください

<申請期間> 令和6年4月15日(月)～令和6年12月27日(金)

<申請方法> 下記へ**郵送**または**窓口へ持参**

<窓口・問い合わせ先>

芦屋市 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課 交通安全係
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 (東館2階21番窓口)
電話番号：0797-38-2480

1 補助金の対象となる方

申請時点で芦屋市内にお住まいで65歳以上の方※
(上記の方と同居されている方の申請も可能です)

※ **1世帯1台のみ**

※ 65歳未満の方でも若年性認知症の症状のある方は、対象となる場合がありますので、別途ご相談ください

この通話は録音しています



2 補助金の対象となる機器

下記の①と②の **2つの** 機能のついた

「固定電話機」または固定電話機に設置する**「外付け録音機」**

① 呼び出し音が鳴る前に **自動で** 警告メッセージが流れる「着信前自動警告機能」

② 通話内容を **自動で** 録音できる「自動録音機能」

※①、②の機能が自動で作動しない(手動による作動)場合は対象外

※①と②の機能を有していても中古品やオークション、フリマアプリ等での購入は対象外

※公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に掲載されている固定電話機または外付け録音機は対象(携帯電話・スマートフォンは対象外です)



3 補助金の対象となる購入期間

令和5年12月13日以降に購入した機器が対象

(令和5年12月12日までに購入された機器の場合は対象外)

4 補助金の金額

上記の①と②の機能のついた

「固定電話機」または固定電話機に設置する「外付け録音機」の購入額が

固定電話機の場合 : (最大) 10,000円 (100円未満は切り捨て)

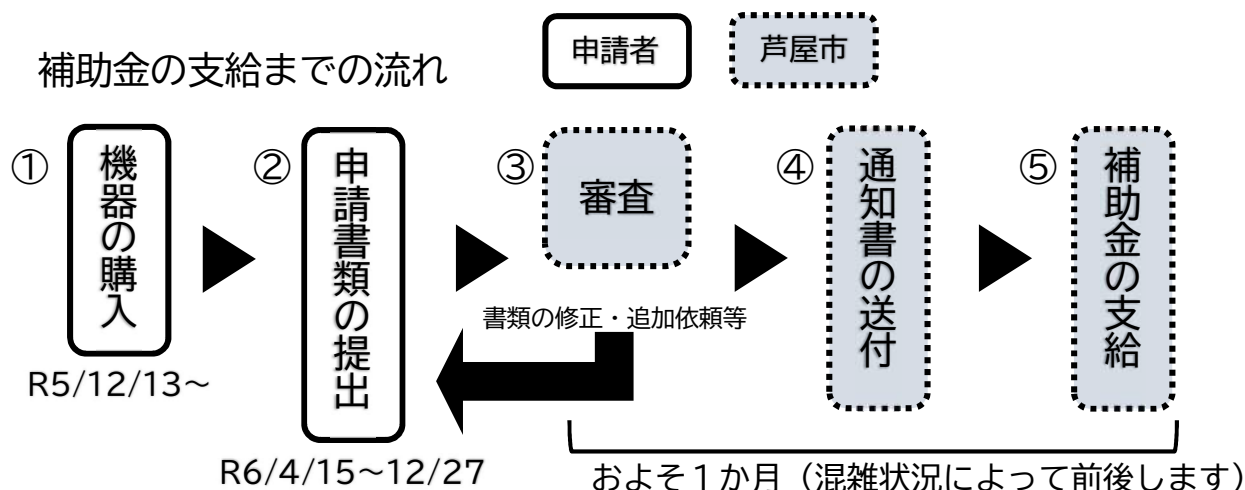
外付け録音機の場合 : (最大) 5,000円 (100円未満は切り捨て)

※修理、点検、消耗品の交換、電気代、維持代、設置、配送等に係る経費は対象外

※機器購入時にポイント等で支払った分は対象外 (ポイント値引き分は購入額に含まない)

※はばたん Pay+(プラス)での購入は対象外

5 補助金の支給までの流れ



6 提出（必要）書類

- 特殊詐欺等対策電話機等購入補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 前ページ記載の①と②の機能が確認できるカタログや説明書などの写し（該当部分のみ）
- 補助対象機器を購入したことを証する書類(レシート・領収書)の写し
※申請者の名前や購入品目(「固定電話機」または「外付け録音機」)を記載してください
※上様や法人名、「商品代として」などの記載は受付できません
- 振込先口座番号、口座名義人が確認できる書類(通帳、キャッシュカード等の写し)
- 本人確認書類の写し(申請時において65歳以上の方のもの)
★65歳以上の方と同一世帯の方が申請する場合、申請者の本人確認書類も併せて必要
※顔写真ありの証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)の場合1点、
顔写真なしの証明書の場合2点提出が必要

郵送先:〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市 道路・公園課 交通安全係 宛

7 その他

- 芦屋市または兵庫県警察から特殊詐欺等対策電話機等の貸与を受けている場合は、本補助金の交付申請はできません。
- 購入（申請）された機器は、必ず申請された住所地で実際に使用してください。
- 補助金交付後6年間は、譲渡、交換、売却、貸付け、担保に供した場合は補助金を返還いただきます。
- 購入機器が適切に使用されていることを確認するためお電話する場合がございますので、ご了承ください。
- 今後の事業運営にあたり、芦屋市でアンケートを実施する場合はご協力願います。

<記載例>

令和6年4月15日

芦屋市長 宛

申請者 住所 〒659-8501
芦屋市精道町7番6号

ふりがな あしや たろう
氏名 芦屋 太郎
電話番号 080-1111-1111
メールアドレス ashiya@ne.jp

補助金を申請する方の情報
をご記入ください。

機器の購入金額
(設置費等は含みません)

メールアドレスがない
場合は記載不要です

芦屋市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請及び請求します。

補助対象経費	購入額 12,500 円・・・①
補助対象種別	<input checked="" type="checkbox"/> 自動録音電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機
補助対象機器を設置した電話番号	0797-38-2480
65歳以上の者の氏名・生年月日	ふりがな あしや たろう 氏名 芦屋 太郎 大正・昭和 20年 4月 15日 <small>下記の添付(提出)書類4の申請時において65歳以上の者の氏名・生年月日を記載ください。</small>
補助額	補助額 10,000 円・・・(①の100円未満切り捨て) 上限:自動録音電話機 10,000円、外付け録音機 5,000円
購入機器	メーカー名: パナソニック 品番: P-VE-AC99
添付(提出)書類	<input checked="" type="checkbox"/> 1 補助対象機器を購入したことを証する書類(領収書等) <input checked="" type="checkbox"/> 2 補助対象機器の機能が確認できるカタログまたは取扱説明書(防犯機能が確認できるページ)の写し <input checked="" type="checkbox"/> 3 振込先口座番号(申請者本人の口座)及び口座名義人が確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)の写し <input checked="" type="checkbox"/> 4 申請時において65歳以上の者の住所、氏名及び生年月日が確認できる本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)の写し <input type="checkbox"/> 5 申請者が65歳以上の者と同一世帯の者の場合、申請者の住所、氏名が確認できる本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)の写し <input type="checkbox"/> 6 その他()

確認のためお電話する場合があります

65歳以上の方の情報を
ご記入ください。
上記の申請者と同一では
ない場合があります。

申請される補助金額を
ご記入ください
例)固定電話機の場合
○12,500円で購入
→補助額 10,000円
○8,950円で購入
→補助額 8,900円

提出前に再度ご確認を
お願いいたします。

裏面に続く

【振込口座】 申請者本人の口座に限ります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	種類 (←カに○)	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義人(カタカナ) ※申請者のみ
芦屋 銀行・信用金庫 農協・労働金庫 信用組合	芦屋駅前	1.普通 2.当座	1 2 3 4 5 6	アシヤ タロウ

口座名義人は、
必ずカタカナで
ご記入ください

下記は、ゆうちょ銀行への振込を希望する方のみ記載してください。

ゆうちょ銀行(郵便局) (通算貯蓄預金への振込はできません)	記号	番号	口座名義人(カタカナ) ※申請者のみ
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きの左上、またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1	0	1

ゆうちょ銀行の場合は
こちらにご記入ください

※口座名義人は、必ずカタカナで記載してください。